

岸和田市貝塚市清掃施設組合予算事務規則

平成 21 年 10 月 1 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合の予算事務に関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (3) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）をいう。
- (4) 各課長 総務課長、環境技術課長をいう。

(予算編成)

第 3 条 管理者は、翌年度の予算の編成に必要な基本方針（以下「予算編成方針」という。）を決定するものとする。事務局長（以下「局長」という。）は、決定された予算編成方針に予算編成の日程を添えて、速やかに各課長に通知しなければならない。

第 4 条 各課長は、前条の通知に基づき、その所管に属する事業に係る翌年度の歳入歳出の見積りについて、次の各号に掲げる書類を作成し、指定された期日までに局長に提出しなければならない。

- (1) 歳入予算見積書
- (2) 歳出予算見積書
- (3) 積算根拠等説明資料

2 次の各号に掲げる行為をしようとするとき又はしているときは、当該各号に定める書類を前項の書類と併せて提出しなければならない。

- (1) 法第 212 条第 1 項の規定による継続費の設定 継続費見積書
- (2) 法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費の設定 繰越明許費見積書
- (3) 法第 214 条の規定による債務負担行為の設定 債務負担行為見積書

第 5 条 局長は、前条の見積りに関する書類が提出されたときは、これを予算編成方針に基づいて精査し、必要な調整を行った上で予算案を作成し、管理者の承認を受けなければならない。

2 局長は、前項の規定により精査する場合において、必要に応じて関係者の説明を求め、関連する資料の提出を求めることができる。

第 6 条 前 3 条の規定は、法第 218 条第 1 項の規定により補正予算を編成する場合について準用する。

2 法第 218 条第 2 項の規定により暫定予算を編成する場合において必要な事項は、その都度、管理者が定める。

(予算区分)

第 7 条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度調製する歳入歳出予算の区分による。

第 8 条 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算に係る節の区分は、施行令第 144 条第 1 項第 1 号の規定により、毎年度作成する歳入歳出事項別明細書の定めるところによる。

2 歳出予算に係る節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

(予算の通知)

第 9 条 管理者は、予算が成立したときは、直ちに予算及び歳入歳出予算の事項別明細を会計管理者に通知するとともに、各課長に対しその所管に属する事業に係る予算及び歳入歳出予算の事項別明細を通知するものとする。

(予算の執行計画等)

第 10 条 各課長は、予算が成立したときは、速やかにその所管に属する事業に係る予算について、四半期に分けて予算執行計画を作成し、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項に規定する予算執行計画に必要な調整を加えて、予算執行計画書を作成し、管理者の決裁を受けたのち、会計管理者に通知しなければならない。

3 局長は、予算執行計画書に基づき、各課長に対してその所管に属する事業に係る歳出予算の執行の範囲について配当を行うとともに、岸和田市及び貝塚市の分担金の月割額を計算し、両市に対して通知しなければならない。

4 前 2 項の規定は、予算の補正があった場合又は予算執行計画を変更する場合について準用する。

(予算の執行)

第 11 条 歳入歳出予算の執行は、各課長の責任において行う。

2 主管課において、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。

3 前項において、歳出予算の積算基礎に含まれない費用を執行しようとするときは、予算の範囲内におさまる場合であっても特に留意し、局長への事前協議を行わなければならない。

第 12 条 歳出予算のうち財源の全部又は一部を国庫支出金、組合債その他特定の収入に求めるものについては、管理者が特に必要と認めた場合を除き、その収入が確定し、又は確定する見込みがなければ執行することができない。

2 前項に規定する収入が歳入予算額より減少し、又は減少するおそれがあるときは、管理者が特に必要と認めた場合を除き、その減少の割合に応じて執行しなければならない。

(予算の流用)

第 13 条 予算の執行に当り、歳出予算事項別明細書に定める目若しくは節の金額の流用をしようとするときは、予算流用申請書により総務課長合議を経て管理者の承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、経費の金額の流用を承認したときは、その旨を会計管理者に通知するものとする。
- 3 次の各号に掲げる経費の流用は、特に必要がある場合のほか、これをしてはならない。
 - (1) 人件費、物件費及び工事費に属する経費の相互間の流用
 - (2) 需用費のうち食糧費を増額するための流用
 - (3) 流用した経費を更に他の費目に流用すること。

(予備費の充当)

第 14 条 予備費の充当を必要とするときは、予備費充当申請書により総務課長合議を経て管理者の承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、予備費の充当を承認したときは、その旨を会計管理者に通知するものとする。

(予算執行の合議)

第 15 条 前 2 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、総務課長に合議をしなければならない。

- (1) 国又は府に対する負担金に関すること。
- (2) 国又は府の補助金・交付金の申請並びに請求に関すること。
- (3) 1 件 300 万円以上の支出負担行為に関すること。
- (4) 歳出予算に計上されていない支出負担行為に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか組合財政に関する重要又は異例に属する事項に関すること。

(継続費)

第 16 条 継続費について当該年度に支出を終わらなかった経費を翌年度に繰り越すときは、継続費繰越計算書を作成し、翌年度の 4 月 30 日までに局長に提出しなければならない。

第 17 条 継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し、終了年度の翌年度の 6 月 30 日までに局長に提出しなければならない。

(繰越明許費)

第 18 条 繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用しようとするときは、繰越明許費繰越計算書により、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、法第 220 条第 3 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用する場合について準用する。

(担当者)

第 19 条 予算事務は、岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局設置条例施行規則第 6 条の規定により、総務課庶務係がこれを分掌し、前各条に定める局長及び総務課長の職務を補佐するとともに、関連書類の精査、予算原案の作成等を行う。

2 次長は、岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局設置条例第 4 条の規定により、前各条に定める局長の職務を補佐し、予算事務に関する協議に加わるとともに、必要な調整を行う。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。